

政令指定都市の指定手続

政令指定都市の指定手続については、特に法律等で規定されていませんが、これまでに指定された都市の例をみると、市議会、県議会の意見書の議決を経て総務大臣へ要望書を提出し、関係省庁への説明・協議を行い政令市の決定を受けています。

政令市の指定手続については、特に法令等では規定されていませんが、これまでの例では、概ね次のとおりです。

市議会で政令指定都市に関する意見書を議決

市が、知事・県議会に対し、政令指定都市実現への要望書を提出

県議会で政令指定都市に関する意見書を議決

県、市、県議会、市議会が、総務大臣に対し、政令指定都市実現への要望書を提出

関係省庁への説明・協議

国による最終審査

政令指定都市移行の閣議決定

政令の公布

